活動報告書

2003年（改訂版）

gid.jp

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会

E-mail contact@gid.jp　Fax 03-5715-2302　HP URL http://gid.jp

＜目 次＞

はじめに ---------- 1

設立趣意書 ---------- 2

省庁・国会・政党 ---------- 3
森山総務大臣訪問記（山本　蘭） ---------- 3
片山総務大臣訪問記（山本　蘭） ---------- 4
自民党 性同一性障害勉強会への要望書提出（北小路康美） ---------- 5
民主党の対応 ---------- 7
公明党の対応 ---------- 8

地方自治体 ---------- 9
各地方自治体での対応状況 ---------- 9
現在進捗中の取り組み ---------- 9
意見書の例 ---------- 10
長野県での取り組み（中嶋みすず） ---------- 11
「GID その時から歴史は動いた」長野県版
埼玉県鷲宮町での取り組み（小金井ゆきみ） ---------- 12
平成 15 年鷲宮町議会 3 月定例会一般質問の傍聴報告
神奈川県大和市での取り組み（戸賀崎まさみ、松村比奈子） ---------- 13
大和市議会における「戸籍法の早期改正を求める意見書」
議決経過報告
参考資料のご紹介（戸賀崎まさみ） ---------- 15
新潟県新潟市での取り組み（桜井えりか、松島奈美） ---------- 16
新潟活動日記
東京都府中市での取り組み（百田ローズマリー） ---------- 18
ローズマリーの活動報告
東京都世田谷区での取り組み（児島亜美） ---------- 19
世田谷区活動報告
東京都品川区での取り組み（山本　蘭） ---------- 20
2003 年 2 月 3 日 品川区議陳情
地方議会へ陳情しましょう！ ---------- 21
陳情書ひな型 ---------- 22
地方自治体実態調査にご協力ください ---------- 23

フォーラム ---------- 24
過去に開催されたフォーラムと今後の開催予定 ---------- 24
gid.jp 公開フォーラム 2003 1st ---------- 25
「戸籍の性別訂正」その法的意味と問題点（講師 松村比奈子）

医療制度 ---------- 30
乳房切除施術に対する任意保険の支払について（柴 冬樹） ---------- 30

メンバー・サポータ登録票 ---------- 31

gid.jp

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会

はじめに

「性同一性障害を抱える人々が、普通にくらせる社会をめざす会」（略称 gid.jp）は、2003 年 1 月 3 日に設立されました。従って、本日時点でまだ 3 ヶ月も経っていません。しかしこの間に様々な実績を残すことができました。
2 月 9 日に最初のフォーラムを実施したのをスタートに、2 月 22 日には法務大臣・総務大臣に面会し、GID 当事者の不利益を直接訴えることができました。3 月 18 日には自民党性同一性障害勉強会に対して要望書を提出いたしました。また、本会の主目的の一つである地方自治体への陳情も、神奈川県大和市での意見書採択を始め、各地でその実績が報告されています。
また、趣旨に賛同し、共に行動したいということで、メンバー・サポータ登録された方は 78 名に達しました。
こうしたみんさんの思いがあれば、きっと夢は叶えられる。そんな明るい未来さへ感じられます。
私たちは、私たちに寄せられた期待とをしっかりと受け止め、今後の活動に邁進したいと考えています。
ここに、2003 年 1 月～ 3 月までの活動報告を冊子にまとめました。
この活動記録が、全国のみなさまのこれからの活動や生活改善に少しでも役に立ちますこと、願っております。

2003 年 3 月 20 日

代表	山本　蘭
代表補佐	神名龍子
副代表	北小路康美
世話人	新井友香、井出夕貴、上原ゆき、烏丸涼子、川村優作、楠 綾香, 小金井ゆきみ、児島亜美、桜井えりか、柴 冬樹、杉浦　麗、中山裕美、 鳴島優理、高田ヒロ、立華レイカ、樋口卓子、日野由美、松島奈美、 三橋泉美、森田菜々恵
顧問	松村比奈子
メンバー・サポータ	2003 年 4 月 30 日現在 80 名登録
ブランチ	北海道、東北（福島）、東京（東京・千葉・神奈川・埼玉）、 甲信越（長野・新潟）、東海（愛知・静岡）、関西（大阪・兵庫）

HP: http://gid.jp　mail : contact@gid.jp　Fax.03-5715-2302

※ ここでいう「普通」とは、性同一性障害に由来する、不当な人権侵害、不利益がない状態を指し、性の多様性を否定するものではありません。

＜設立趣意書＞

夢の実現にむけ、共に行動しましょう！

性同一性障害（GID）の当事者をとりまく環境は、1998 年に埼玉医科大学で性別適合手術が始まってからの状況と少しも変わらず、相変わらず厳しいものがあります。
昨年 3 月には「女装」を理由として解雇されるというような事件も起きました。
しかしながら、昨年は 3 年 B 組金八先生の鶴本直効果や競艇の安藤選手のカムアウトなどが話題になり、世間に対してこの問題の認知が一気に広がったように思います。
こうした状況のなか、9 月 30 日に東京都小金井市議会で「ストーカー対策及び本人による訂正請求権等に関し戸籍法の早期改正を求める意見書」が議決され、この中の項目４に「性同一性障害者の性別記載については性別の書換えのできるみちを開くこと。」という一文が記載されました。
この議決は私たちに大きな感動と勇気、そして希望を与えてくれました。
その後、11 月 7 日に参議院法務委員会で性同一性害に関する質問が行われました。続いて、12 月 4 日には小金井市で、12 月 12 日には埼玉県新座市で性同一性障害を理由とした印鑑証明書など地方自治体レベルでできる行政文書からの可能な限りの性別欄を撤廃する方向が示されました。また、12 月 11 日には長野県で質問が行われ、12 月 19 日には小金井市と埼玉県新座市で、今度は性同一性障害を有する者の人権保障を求める新たな意見書の議決がありました。
この他に、各政党でも性同一性障害に関する勉強会が開かれるなど、一気にいろいろなことが動き始めています。
しかし、小金井市の例も、新座市の例も、そして長野県の例も、こうした事が実現した背景には、当事者の熱心な活動があったことは、忘れてはいけません。
私たちは今まで「プライバシーに配慮して」と、どちらかといえば、世間から隠れて生きてきたように思います。埋没が理想という声があるのも事実です。しかし、埋没し何もものを言わないのでは世の中はかわりません。誰かがやってくれるのを待っていたのではだめなのです。自分の問題は自分で動かなければ良い方向には進まないのです。
とはいえ、いままでは何かをしたいと思っても、何をすればいいのか具体的にはわかりませんでした。
自分にも何かできることがある。そう思う気持ちを受け止めたいし大切にしたい。そしてみなさんの気持をを集めて大きなパワーにしたい。
去年せっかく始まったこの小さなうねりを消すことなく、大きなウェーブに育てていきたい。
そういう思いでこの会は発足いたしました。
ですので、この会は自助会ではなく実践部隊と位置づけています。行動する会なのです。会では、当面取り組むべき項目として、下記を最重要課題と位置づけています。

① 戸籍の性別訂正の実現
② 性同一性障害治療の健康保険への適用
③ 地方自治体レベルにおける公文書からの不必要な性別欄の撤廃
④ 住民基本台帳ネットワークからの性別欄および性同一性障害を理由とした訂正履歴の削除
⑤ 履歴書からの性別欄の撤廃

こうした項目を実現するために、国会および地方議員への陳情、関係各省庁への働きかけ、フォーラムの開催、マスコミへの情報宣伝…など様々な活動を行う予定です。
会の名称に TS や TG あるいはトランスジェンダーいう言葉を使わず「性同一性障害をかかえる人々」としたことには、わけがあります。
私たちは、好きこのんで性同一性障害の当事者として生きているわけではありません。普通に男性として、あるいは女性として生活できるのであれば、どんなにか楽でしょうか。
でも、楽な生き方もあるとわかっていながら、魂の叫びには勝てません。私たちはいろいろな苦しい思いをしながら、この生き方を選択せざるを得ませんでした。「性同一性障害をかかえる人々」とあえて言う意味はそこにあります。
また「普通に暮らせる社会をめざす」というのは、この会の最終的な目標を表しています。
私たちは、ただ「普通に」暮らしたいだけなのです。何も特別な保護を求めているわけではありません。私たちは、性自認を除いては他の多くの人々と何ら変わることがありません。でも多くの不利益を被ってきています。偏見にさらされています。他の人と同じように「普通に」暮らせること。これが多くの当事者が願っていることなのではないでしょうか。
会の名称には、こうした思いがこめられています。

とにかく、全国の当事者の皆さんが、自分でも何かできることがあるという認識を持ち、そして具体的な行動を起こすこと。これが大切です。
会の趣旨に賛同し、自分でも何かできることがあると考え、行動する。それが参加資格です。
この運動を、いっしょに考え、そしていっしょに行動していきましょう！ みんなの願いをかなえるために。

山本　蘭

省庁・国会・政党

関係各省庁や、国会議員、各政党に対するアプローチは、当然最重要課題のひとつです。
gid.jp では、2 月 21 日に法務大臣・総務大臣への面会を果たしました。
これは GID 当事者が直接大臣と会ってお話しをすることができた画期的な事であると思っています。
また、3 月 18 日には自民党性同一性障害勉強会に対して、関連団体と共に戸籍の性別訂正・変更に関する要望書を提出いたしました。
このように、私たちの活動は、着実に実績を上げつつあります。
こうした活動が実を結んでいくよう、今後もますますアプローチを続けてまいります。

森山法務大臣訪問記

山本　蘭

森山法務大臣と山本 gid.jp 代表

去る 2 月 21 日に森山法務大臣・片山 総務大臣を訪問し、GID について訴え ることができました。
この訪問は、公明党の「性同一性障害 小委員会」に同行することによって 実現したものです。

法務大臣を訪問することになったの　は、あまりに突然でした。
私（山本）は、前日熊本で仕事中で したが、ちょうどお昼頃、小金井市 の鈴木ひろ子市議から突然携帯に電 話が入り、「明日、公明党の性同一性障害小委員会が森山大臣と片山大臣と会うことに なった。ついては当事者として同行して欲しい」という内容でした。

鈴木ひろ子市議は、東京都小金井市での意見書の議決や印鑑証明書からの性別 欄の撤廃など、GID 当事者のために多大なご尽力いただいている方で、昨年の小金井 フォーラムで始めてお会いし、その後大変懇意にさせていただいてる間柄です。
そのため、急遽東京に戻り、gid.jp の幹事のみなさんとどうするか協議を行いました。
メーリングリストなどを通じて意見が飛び交い、公明党寄りという批判がでるのではないかという懸念も考えられましたが、このチャンスを逃す手はないということで、同行することが決まりました。
ただ、森山大臣とは国会内の大臣控室で面会したため、せまくて人数が入ることができず、当事者は外で待機して公明党の議員の面会が終了した後招かれたので、大臣とはほんの少ししかお話しすることができませんでした。
それでも写真撮影に気軽に応じてくださり、「関係省庁と連絡をとってよく検討する」と答えて頂きました。
いずれにしても、法務大臣に直接 GID 当事者が面会するのはおそらく始めてではないでしょうか。
大臣が少しでもこの問題に関心を持っていただくことができただけでもよかったと思っています。
望むらくは、次回は公明党の同行ではなく、gid.jp として面会し、直接要望書を提出できるよう、努力したいと思っています。

Photo by Fuyuki Shiba

片山総務大臣訪問記

山本　蘭

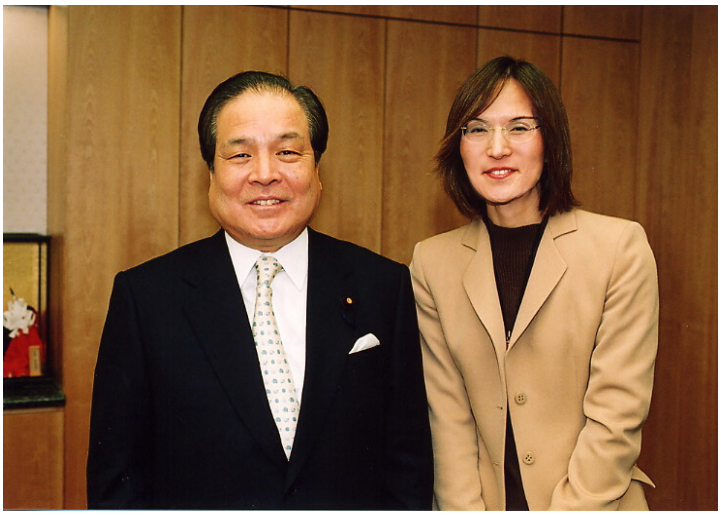

片山総務大臣とは、総務省を訪ね、大臣室で面会いたしました。
こちらは広いので、公明党の議員の方と共に入出することができ、直接 GID を有する者が受けている不利益について、お話しさせていただくことができました。
特に、総務省は、各地方自治体をまとめている所であり、印鑑証明書などの行政文書からの性別欄の廃止や、選挙時の本人確認の問題をお話ししました。
大臣は熱心に聞いてくださり、「事情はよくわかった。しかし何分勉強不足のため、何ができるか、とにかくよく研究させて欲しい」と回答をいただきました。

片山総務大臣と山本 gid.jp 代表　終始にこやかに対応いただきました。

片山総務大臣に GID 当事者がおかれている現状を訴える山本 gid.jp 代表
中央は松あきら参議院議員

総務大臣に要望書を手渡す公明党性同一性障害小委員の方々と山本 gid.jp 代表

左から
　魚住裕一郎参議院議員
　鈴木ひろ子小金井市議
　沢たまき参議院議員
　浜四津敏子参議院議員　党代表代行
　片山虎之助総務大臣
　松あきら参議院議員
　山本　蘭 gid.jp 代表

Photo by Fuyuki Shiba

＜自民党の対応＞

自民党 性同一性障害勉強会への要望書提出

北小路康美

3/18 に開かれた自民党勉強会に出席しましたのでご報告いたします。

●参加者
医療関係者
中島豊爾、原科孝雄、阿部輝夫、針間克己
法務関係者
大島俊之
当事者
虎井まさ衛、北小路康美、他 2 名
自民党出席議員
陣内孝雄、南野知惠子、野中広務、山下英利、
阿部正俊、小野晋也、馳浩、後藤博子、齋藤十朗
岡下信子
その他議員秘書 20 名ぐらい、
法務省省庁の方々約 10 名
報道関係者
多数。（テレ朝、TBS など）

● 話の流れ
主に中島先生・原科先生が、それぞれの立場から、この問題にどのように関わってきたのか、ということを説明。

そして、医療（精神・形成）については体制が整いつつあるが、今後は法律上の整備の検討が、当事者の幸せのために必要不可欠である。
自民党性同一性障害勉強会が、GID 問題に関する戸籍訂正等の検討をするように、正式に要望する。ということでした。

自民党に要望する団体は、以下のとおり。
GID 研究会
社団法人日本精神神経学会/性同一性障害に関する
第二次特別委員会
日本性科学会
社団法人日本看護教会
社団法人日本精神科看護技術協会
社団法人日本助産師会

FTM 日本
gid.jp
TNJ

以下、話の流れのなかで、

●海外では婚姻して、子供がいるということが、性別変更の除外対象になることはない。というところもある。
細かな除外規定は必要ないと考える。
（中島）

●台湾など、日本の戸籍制度を取り入れている国でさえ、戸籍の変更が迅速に進んでいる。（中島）

●ほとんどの先進国では、今や性別変更の問題は過去のことで、現在はこの件についての新しい論文も発表されていないほど。日本は 2 ～ 30 年も遅れている状況だ（大島）
●改名が進んでいて、戸籍の性別の変更がなされていないということは、花子と改名済みの人の性別が男のままという状態の当事者が、たくさん居るということか？
(齋藤議員)
そのとおり（中島）
そりゃいかん！（齋藤議員）

●海外と国内との SRS について、スキルの差はあるのか？（議員）
スキルの差はある。海外のほうが圧倒的に経験が豊富である。（あるお医者様）
であれば、海外で SRS をした人にも何らかのフォローも必要では？（議員）
このような当事者については、SRS 後国内でのメンタルケアを行う必要がある（あるお医者様）

そして、以下のような初歩的な質疑応答もありました。

●当事者であると主張する患者について、本当に GID なのか、趣味で女装しているかの確認はちゃんとできるのか。このチェックが、一番大切なのでは？（議員）
期間をおいて観察すれば簡単に確認できる。（中島・阿部）

などのお話がなされていました。

このようなお話は、非常に緊張した雰囲気のなかで行われているのでは？と感じました。
わたし自身は末席でお話を聞いていただけですが、それだけでも本当に疲れ果ててしまう思いでした。
たった一言の失言や誤解が、われわれ当事者の運命を左右してまう……、まさにカミソリの刃の上を素足でそぉっと歩くようなかんじです。

原科先生も針間先生も虎井さんも、阿部先生も、中島先生も、大島先生も一語一句、誤解や間違いがないように、慎重にお話をされていました。
自分の発言しだいで世の中が変わってしまう…。
その影響まで慎重に考えて、一語一句話しをしているのが、ひしひしと伝わってきました。
こういう公の場の発言というのは、なんの言い訳もできない現実の世界なんだな、なんて思ってしまいました。

（お名前は、いずれも敬称略）

性同一性障害勉強会　会長　　陣内孝雄 様
　　事務局長　南野知恵子 様

性同一性障害をもつ者の戸籍上の性別訂正・変更に関する要望書

性同一性障害をもつ者は、生きていく上での様々な問題に直面しています。
なかでも、戸籍上の性別（続柄の記載）が訂正されないことが、当事者が社会生活を送る上で、大きな障害となっています。

わたしたちは、性同一性障害をもつ当事者として、また当事者を支援する者として、性同一性障害を持つ者の戸籍上の性別の訂正・変更を可能とする立法措置が行われることを、強く要望いたします。

なお、わたしたちは、上記に加えて、次の３点を要望いたします。

・立法措置の検討にあたっては、できるだけ多数の当事者の声を聞き、その声が反映されることを要望いたします。
・性別の訂正に関わる立法を実現している他の諸国と比較しても、当事者の人権が保障され、それを損ねることのない内容とされることを要望いたします。
・戸籍上の性別の訂正が可能となっても、引き続き、当事者の社会生活を向上するための取組みが継続されることを要望いたします。

以上

平成 15 年 3 月 18 日

団体名（五十音順）
FTM 日本　（主宰　虎井まさ衛）
性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会（略称　gid.jp）
TNJ : Trans-Net Japan（別称　TS と TG を支える人々の会）　運営メンバー一同

＜最近の主な流れ＞

2003 年 2 月 24 日　第４回 性同一性障害勉強会　（再開第 1 回）
出席議員
陣内孝雄、南野智恵子、山下英利 他 2 名

2003 年 3 月 10 日　第 5 回 性同一性障害勉強会

2003 年 3 月 18 日　第 6 回 性同一性障害勉強会　北小路副代表が参加し、要望書を提出
出席議員
陣内孝雄、南野知恵子、野中広務、山下英利、
阿部正俊、小野晋也、馳浩、後藤博子、齋藤十朗
岡下信子

（お名前は、いずれも敬称略）

民主党の対応

民主党では、人権施策会議において、性同一性障害の問題が取り上げられ、ヒヤリングが行われています。
また、2 月 27 日には家西悟衆議院議員による予算委員会での質問も実現しました。
尚、gid.jp では 5 月 17 日（土）に家西議員をメンスピーカにフォーラムを開催する予定です。

＜最近の主な流れ＞

2002 年 12 月 3 日　人権・消費者調査会　山本代表がオブザーバとして出席
出席者
石毛えい子、今野東、山花郁夫

2003 年 2 月 13 日　第 1 回人権政策会議
出席者
石毛えい子、今野東、山花郁夫、近藤昭一、齊藤淳

2003 年 2 月 27 日　衆議院予算委員会第三分科会
質問者　家西　悟
応答者　森山眞弓法務大臣他

2003 年 2 月 28 日　第 2 回人権政策会議
出席者
江田五月、今野東、山花郁夫、齊藤淳、
岡崎トミ子、家西悟

お名前は、いずれも敬称略

菅民主党代表と山本 gid.jp 代表

家西悟衆議院議員と山本 gid.jp 代表

公明党の対応

公明党では浜四津敏子党代表代行が中心となって国会での質問や法務省・総務省への申し入れを行っています。「性同一性障害小委員会」も設立されています。

＜最近の主な流れ＞

2002 年 11 月 7 日	参議院法務委員会 質問者　浜四津敏子 応答者　吉戒法務省人権擁護局長他	山本代表が傍聴
2002 年 12 月 10 日	参議院法務委員会 質問者　浜四津敏子 応答者　房村法務省民事局長他	
2002 年 12 月 19 日	法務部会内に「性同一性障害小委員会」を設立 主なメンバー 荒木清寛（委員長）、浜四津敏子、漆原良夫、 魚住裕一郎、松あきら、沢たまき	
2003 年 2 月 21 日	森山法務大臣・片山総務大臣に性同一性障害小委員会が法的整備を求める意見書を申し入れ	山本代表が同行

（お名前は、いずれも敬称略）

浜四津公明党代表代行と
山本 gidjp 代表

同じく浜四津代表代行と山本 gid.jp 代表
右端は鈴木ひろ子小金井市議

地方自治体

地方自治体への取り組みは、ある意味、gid.jp としては原点の活動といえるかもしれません。
思えば、この会ができるきっかけとなったのが、2002 年 9 月に議決された小金井市での意見書であり、その後開催された小金井フォーラムであるからなのです。
省庁や政党へのアプローチは東京でないと難しい面があります。しかし、地方議会や役所へのアプローチは地元でできます。また、各地の議員の方々は実際にお会いしてみると決して遠い存在ではなく、本当によく私たちのお話をきいてくださり、親身になってくださる方が多いです。
全国に存在する多くの当事者がその地で声を上げていく。それは自分自身の生活環境の改善につながりますし、またその声が集まれば大きな波となって国をも動かしていくことでしょう。
すでに、多くの当事者の方がそれぞれの地元で活動を開始され、意見書の議決など実績もいくつか出始めています。gid.jp では、今後みなさんが地方自治体へのアプローチをされる場合、可能な限りお手伝いをしていこうと思っています。
尚、本活動報告書では各地での対応状況と、gid.jp の世話人やメンバーの方々が各地で行ついる取り組みをご紹介いたします。

各地方自治体での対応状況

東京都小金井市

2002 年 9 月 30 日　「ストーカー対策及び本人による訂正請求権等に関し戸籍法の早期改正を求める意見書」議決
2002 年 12 月 19 日　「性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」議決
2002 年 12 月 5 日　印鑑証明書からの性別記載をやめる
2003 年 2 月 3 日　今春の統一地方選から、選挙の投票所入場はがきの性別記載を削除

埼玉県新座市

2002 年 12 月 11 日　印鑑証明書や市施設利用の申請書から性別欄を廃止。
2002 年 12 月 19 日　「性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」議決

東京都武蔵野市

2002 年 12 月 18 日　「戸籍の早期改正に関する意見書」議決。

埼玉県草加市

2003 年 1 月 31 日　印鑑登録申請書など約 70 件の申請書などから、性別欄を削除。

鳥取県鳥取市

2003 年 2 月 21 日　新年度から市が交付したり申請を受け付けたりする用紙から、性別記載欄を削除。

神奈川県大和市

2003 年 3 月 11 日　「戸籍法の早期改正を求める意見書」議決

東京都府中市

2003 年 3 月 20 日　「性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」議決

千葉県船橋市

2003 年 3 月 26 日　「戸籍法の早期改正に関する意見書」議決

現在進捗中の取り組み

長野県、長野県飯田市、東京都品川区、東京都台東区、東京都世田谷区、東京都立川市、東京都東大和市、埼玉県鷲宮町、千葉県浦安市、新潟県新潟市、鳥取県倉吉市 等々

＜意見書の例＞

東京都小金井市議会意見書　　平成 14 年 9 月 30 日議決

ストーカー対策及び本人による訂正請求権等に関し戸籍法の早期改正を求める意見書

本人の知らないうちに他人が婚姻届や養子縁組届を提出して戸籍が改ざんされる事件が相次いでいる。
現行の戸籍法では虚偽の届出によって本人同意のない婚姻や養子縁組の記載がなされる被害に遭い、その記載の抹消を求めても虚偽記載部分に「×印」が付けられるのみである。
法務省は虚偽届出の被害者救済のため、法整備の方針を明らかにしたとの報道がある。
その作業を急ぎ、かつ、現行戸籍法に関し指摘される問題点についても早急に取り組むよう求める。
よって、小金井市議会は、以下の事項を政府に要請する。

１　虚偽の届出による婚姻・養子縁組の記載について、抹消できるよう法整備を急ぐこと。
２　婚姻や養子縁組の届出の際の本人確認システムを検討すること。
３　戸籍筆頭者の死亡後、残された家族が戸籍筆頭者になれず、死亡者の戸籍に入り続ける問題について、解決策を打ち出すこと。
４　性同一性障害者の性別記載については性別の書換えのできるみちを開くこと。
５　戸籍に関し、本人による訂正請求権を認めるよう検討すること。
６　戸籍の情報は本人の同意なく他人に見られないよう対策を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 14 年 9 月 30 日
小金井市議会議長　小川和彦

提出先
内閣総理大臣　様
法務大臣　様

埼玉県新座市議会意見書　　平成 14 年 12 月 19 日議決

性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書

性同一性障害とは、心の性と身体の性が一致しないために、そのギャップに苦しむ状態をいう。
わが国では、1997 年に日本精神神経学会によるガイドラインが定められてから、外科的治療の性別適合手術が合法的に可能になり、翌年には、初めての正当な医療行為として手術が埼玉医科大学で行われた。
その後、手術待ち希望者が多いにもかかわらず、現在で手術は 21 例が報告されているに過ぎない。
性別が記載されている住民票を提出できずに、アルバイトでしか就労できない、家を借りることが難しい、国民の権利である選挙権さえ行使しにくいなど、日常的な普通の生活が出来ず、又、医療面でも専門医は限られ、保険適用もなく、経済的にも大きな負担となっている。
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が 2000 年の 12 月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さは何ら変わっていないのが現状である。
戸籍と異なる性で生活する性同一性障害を抱える人々のために、以下の法の制定と社会環境の整備を早急に求めるものである。

１・戸籍の性別訂正を可能にする法の制定
２・公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除
３・就職、不当解雇、職場差別などの禁止
４・治療の保険適用・医療機関の拡充など医療面での国の支援
５・教育、医療関係従事者など、性同一性障害に関わる専門職の人々への研修
６・セクシャル･マイノリティを含む性教育の充実及び教育現場での理解

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 14 年 12 月 19 日
新座市議会

内閣総理大臣　様
法務大臣　　様
厚生労働大臣　様
文部科学大臣　様

＜長野県での取り組み＞

「GID その時から歴史は動いた」長野県版

中嶋みすず

1998 年の 3 月ファミレスに 3 人が集まっていました。戸外はそろそろサクラが咲く時期でしたが相変わらず風は冷たいままです。世間ではその言葉自体がまだ珍しかったのです。いわゆる「性同一性障害」でした。それに関する世間の風潮というのはまだその風のように冷たくマスコミなどでも今ほど注目されるはずもなく、時どき興味本位で週刊誌が騒ぐ程度であって、依然としてそういう話題は夜明け前の暗さでした。

わたしが長野県で当事者のためのグループを立ち上げたのはそんな頃です。わたしは前年の夏ごろから、いわゆる自我同一性拡散と呼ばれているアイデンティティの崩壊が急速に起こっていました。その苦しさは本当に過酷で、たましいを震撼する程の激しいものでした。「わたしは何者だろう」と、その暗黒の闇は続きました。「なんとかしなくては」と考えれば考えるほど、さらにそれは呪の言葉となって自己を傷つけていました。ちょうどその頃わたしは A さんと知り合いました。同じ境遇にいた彼女と二人で会を作ろうと考えました。ある種の使命感があってきっと長野県にもそういう「サイレントマイノリティ」の当事者がいるに違いないと思ったのです。それが始まりです。

同時期に信濃毎日新聞に連載されていた「生命の海図」というコーナーがあって、わたしたちはそれに投稿することにしました。さっそくその文章が原田という記者によって取り上げられました。やがて新聞社を通してメンバーが少しずつ集まって、自助グループ「トランスネット信州」が作られ、15 人程度の当事者を有してホームページを立ち上げるまでに成長しました。しかしそれから 2 年後くらいには予算にも限りがあるなど、当事者間の不安定さも災いして、いつの間にか流れ解散のような形になってしまいました。

それからです。その間に構築した人脈を頼りにしてわたしは個人的に活動を始めました。保健所や病院などの公的機関を中心にしてアクセスを開始して、そこで講演などをしていました。また地元の SBC〔TBS 系〕という放送局のテレビ、ラジオに出演しています。
2002 年の 9 月に保健所の Y 所長を通じてわたしに連絡があり、長野県の予防衛生課の S 課長から電話があって市内で GID の概略と当事者の現状をお話することができました。

その時に力になっていただいたのが長野県の議員が公明党の牛山よし子さんです。牛山さんもわたしの住む市に同じく県会議員の自民党の金子ゆかりさんと一緒に来てくださいました。4 時間くらい熱心にわたしの話を聞いていただき、12 月に議会で質問もあるからというさらに好意的なお返事をもらいました。それが 12 月の長野県議会で取り上げられた一般質問のなかでの GID への田中県知事、副知事、あるいは県側の前向きな対応を引き出しました。それらの詳細については長野県のホームページを参照にしてください。

現在長野県内においては GID を有する者に配慮してさまざまな申請書類などについての性別記載の見直しが進められていて、2003 年の 3 月中旬までにはほぼ完了する予定で、それを踏まえてそれが各市町村に通達される予定です。「とにかく何かを始めよう」ということで、また田中県知事に対して当事者と会っていただけるように現在申し入れています。

左から 牛山よし子議員　虎井まさ衛さん　中嶋みすずさん

＜埼玉県鷲宮町での取り組み＞

平成 15 年鷲宮町議会３月定例会一般質問の傍聴報告

小金井ゆきみ

3 月 5 日（水）鷲宮町議会の一般質問が行われました。その中で、前島三由子議員（公明党）より、性同一性障害の問題を一般質問として、とりあげてもらい、議会において、議員の方々に GID のさまざまな問題について、周知するいい機会となりました。人権問題としての質問で、以下、前島町議の質問要旨は通告一覧表より抜粋転載です。

（1）福祉（省略）
（2）教育（省略）
（3）人権　①性同一性障害について

性同一性障害とは、心の性と体の性が一致せず、その食い違い苦しむ状態をいいます。そのため、医学的、心理的、社会的、家族的および経済的な様々な問題を抱えています。

特に戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、就職する時、家を借りる時、医療機関を利用する時など様々な場合に非常な困難を伴います。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が 2000 年の 12 月に制定されました。

「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護を資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さは何ら変わっていないのが現状です。戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対し、早急に必要な法の制定と社会環境の整備が求められています。

まず、地方自治体で実現可能なものとして考えられるのは(1)印鑑証明書などの性別欄の存在する証明書や申請書などからの不必要な性別欄の撤廃、（2）性別によらない選挙における本人確認方式の再考などです。県内では志木市や草加市が性別記載削除への取り組みを実施しています。鷲宮町においても人権尊重・平和宣言都市を掲げて人権問題には力強く取り組んでいます。性同一性障害に対する理解と申請書類の性別欄の撤廃についての見解をお伺いします。

この他、1997 年の精神神経学会のガイドラインが制定されたこと、1998 年に国内初の SRS のこと、現在、公式ルートで 21 人が SRS を終わったことなど、経緯を話されました。想定患者数、金八先生のことに触れ、SY さん（MTF）の手記（プライバシーの問題があるのでコメント省略）を紹介して、具体的な事例をアピールしました。その他に、新座市の条例改正のこと、草加市の職員採用の判断を性別で行わない方式で採否をきめていることなどを話され、gid.jp の意向にほぼ沿った形での質問でした。

答弁（鷲宮町 助役）

性同一性障害が疾患と位置付けられ、医学的な問題とされるなら人権という観点からは考えるべきである。しかしながら公文書の男女記載はそれなりの意味がある。性別の公文書記載は利用者側（註：提出先のこと）に必要である情報を提供している。具体的には性別不詳の名前の人の性別の判別の機能のことなど。性同一性障害当事者の利益は公共な利益と拮抗する部分があるため、当事者の不自由や苦しみは理解できるが、公共性を優先せざるを得ない。町で何ができるかということを考える必要があるが、町でできることには限界があり、つきつめると戸籍の性ということになり、戸籍の性を性同一性障害による変更ができるように法改正をすることを国で議論することが必要である。

以上議会の傍聴の内容でした。（助役の答弁は記録としてないため、私がメモとっておいたものを編集しました。）前島町議には真摯に対応していただき、大変快く思っております。この場を借りてお礼申し上げます。また、助役の答弁は、私的には人権尊重宣言都市としては、ちょっとどうかなと思えるような内容でした。マイノリティーを切り捨てるならばそれは人権尊重とはいわないですよね。国で議論すべきということでなんかごまかされているような・・・。皆さんはどう思われますか？

昼休憩の時、少し前島町議と会話ができる時間がありました。今回は、とりあえず、議員に性同一性障害を知ってもらい、次の議会に繋げていきたいということでした。また、同じく公明党の安部智代議員も紹介され、大変関心をもたれているということで、これからもよろしくお願いします。ということで、挨拶をして、町役場を後にしました。

鷲宮町庁舎

＜神奈川県大和市での取り組み＞

大和市議会における「戸籍法の早期改正を求める意見書」議決経過報告

戸賀崎まさみ、松村比奈子

1. 陳情の動機

2002 年 9 月、東京都小金井市議会で戸籍法の早期改正を求める意見書が可決し、政府へ提出された。同年 11 月 10 日開催された小金井フォーラムに参加して、若竹りょう子議員より、その意見書の発端は、性同一性障害をかかえる方々の地道な働きかけがベースになっていると伺った。
同日、私達は、一市民の立場から、地元神奈川県大和市議会へも同様に働きかけができないかと考えた。大和市の場合、どの程度性同一性障害について理解があるか未知数であった。先ず、議員の方々に性同一性障害について知ってもらうことを目標にした。

2. 経 緯

1）当初の陳情書について

当初、市議会議員を通しての請願も検討したが、会派が 7 つもあり、また、国政レベルの党派とも異なっていて、政策方針がまったく把握できず、請願は断念することにした。
そして、大和市で抱えている問題を調べた。興味ある事実が浮かんだ。米軍機の騒音問題である。米軍基地の存続に関しては、国政レベルの与党系といわれている会派は賛成、野党系は反対と意見が二分するのに対して、米軍機の騒音問題の対策では、一転して全会派一致している事実を掴んだ。この事実は、市民が直接不利益を被っている事件に対して、大和市議会はフレキシブルに対応できる可能性を示唆していた。
そこで、同年 11 月下旬、戸籍法の早期改正についての陳情書(小金井市議会の意見書と同一内容、別紙 1 参照) を市議会事務局へ提出した。一市民の立場から議員を通さず市議会に働きかけることにした。
同年 12 月上旬、大和市議会事務局から懇切丁寧な陳情書に関するアドバイスがあった。それは、戸籍法の問題点として列挙した 6 項目(小金井市議会の意見書と同一内容、別紙 1 参照)の内、2002 年 12 月戸籍法の一部が改正されたことと合わせて、1 項、3 項、6 項が不要なのではないかと思われるので、削除訂正してはどうかと言う内容であった。そのアドバイスを受けて、訂正ではなく一旦陳情を取り下げることに決めた。

2）再提出した陳情書について

その頃、同年 12 月 18 日、東京都武蔵野市議会では、同様の意見書が可決されたが、それは、小金井市議会の意見書の 2 項、4 項、5 項の 3 項目のみであった。
その戸籍法の一部改正の内容を調査した。その結果、小金井市議会の意見書の 1 項のみ該当し不要になることが分かり、1 項を削除することにした。3 項及び 6 項は、性同一性障害をかかえる者にも間接的にではあるが影響を受ける問題でもあると判断した。
最終的に 1 項のみを削除したかたちで、同年 12 月下旬、陳情書の事件名をより具体的な「ストーカー被害や性同一性障害の当事者に関する戸籍法の早期改正についての陳情書」とし、更に同年 12 月下旬の段階で、既に埼玉県新座市議会で可決されていた意見書を参考に、本文に、性同一性障害に関する説明文を新たに加え、本年 1 月 14 日に再提出した。

3）審議経過

①常任委員会での審議
平成 15 年度 3 月 11 日の大和市議会第 1 回定例会の本会議をまえに、2 月 20 日、再提出した陳情書（日程第 6、陳情第 15 － 1 号）は、各会派 7 名の議員からなる文教市民経済常任委員会で審議された。
過去の審議結果から票読みをしたところ、この時点では、全会派賛成は無理であると考えていた。少なくとも、公明党、共産党、神奈川ネットワーク運動が、賛成に回ることは予測できた。新政会と無所属クラブの何れかまたは両会派が賛成に回る可能性が 50 %以上と考えられたので、採決される確率は最低 60 ～ 70 %と推定された。
この日、私達は、この常任委員会を傍聴した。初め、ある議員からつぶやくような反対意見も出たと記憶しているが、定かではない。概して、要求内容が専門的すぎて分からないという意見であった。
委員長から、前回取り下げたものから 1 項を除いて同じ内容であること等、陳情の主旨説明があり、市役所側の戸籍の取扱い等に関する答弁を受けた後、委員会より、4 項と 5 項の陳情内容が良く分からないので、傍聴していた私達に対して、傍聴人としては異例（通常傍聴人は発言してはいけない為異例）の説明を求められた。
松村比奈子から、4 項については、「裁判所の許可によらず本人の意思で訂正請求ができるようにしてほしいということ」、5 項については、「閲覧ではなくても本人の同意なしに第三者が戸籍を取得できてしまう問題があること」と、説明した。
その後、あるご年配の議員が、性同一性障害については良く分からないとしながらも、実際に窓口等で当事者が困っているのであれば問題として取り上げたいというような発言があってから、審議の流れが変った。多くの議員が賛成へ傾いたと感じられた瞬間であった。最終的に、常任委員会での審議の結果、6 名賛成、1 名棄権で採択された。
常任委員会の後、ある議員の方から、棄権された議員は、性同一性障害についてよく分からないので棄権されたとのお話があった。そして付け加えるように、陳情に反対と言う意味ではないとおっしゃっていたことが印象深かった。

②本会議での審議
常任委員会での陳情書採択の後、大和市議会の 7 会派全てによる意見書原案の作成が開始され、議員提出議案として本会議に臨まれた。そして、2003 年 3 月 11 日、私達は本会議を傍聴した。本会議は形式的且つ事務的に進められた。本会議での陳情書（日程第 6、陳情第 15 － 1 号）と政府への意見書原案（議員提出議案第 1 号）の審議結果は、全 7 会派一致で、それぞれ採択・可決された。そして、政府への意見書提出は、議長に一任することが可決され、一連の審議を終えた。

3. 陳情を終えて

大和市での陳情は、全く議員の紹介なしに、全会派一致で可決された。このことは、他の自治体での活動の参考になるものと考える。ポイントは以下の通りである。

1）先ず、自治体の議会会派と議員の状況を把握する。
2）陳情であっても請願であっても議会では同様に扱うよう定められている。陳情か請願かを検討するにあたり、過去の審議状況を調査し、賛成、反対及び全会派一致状況等、会派や議員の政策方針を掴む。そして採択の可能性の高い方を当然選択する。
3）その自治体に固有の問題等がどのように解決されたかの事例等を参考に、提出する陳情の内容と比較検討してみる。
４）誤った自治体当局からの答弁をされない為に、前もって、議会事務局や自治体担当者、議員の方々へ、性同一性障害についての説明をしておくのも良い。
5）常任委員会や本会議を傍聴する。議員に積極性をアピールする良い機会となる。
6）陳情書や請願書の内容は、できるだけ具体的な内容にする。困っていること、問題点、どうしてほしいか等は、はっきり記載する。
7）陳情・請願は、各自治体のルール（書式等）に従って行われるが、陳情者名は本名でなくても通称名で受付可能である。但し各自治体に確認が要る。

戸籍法の早期改正を求める意見書

戸籍法に関しては、先ごろ一定の法整備が図られたが、なお、虚偽の届出によって本人同意のない婚姻や養子縁組の記載がなされる被害への対策は不十分である。
また、2000 年 12 月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、及び関連の答申「人権救済の在り方について」や「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害の差別を解消し、人権擁護に資することをうたっており、早急に戸籍法上の対策が必要な状況である。
よって、政府におかれては次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

1、婚姻や養子縁組の届出の際、本人確認システムを確立すること。
2、戸籍筆頭者の死亡後、残された家族が戸籍筆頭者になれず。死亡者の戸籍に入り続ける問題について、解決策を打ち出すこと。
3、性同一性障害者の性別記載に係る戸籍変更の道を開くこと。
4、本人による訂正請求権を整備すること。
5 、戸籍の情報は本人の同意なく他人に見られないように対策を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 15 年 3 月 11 日

大和市議会

＜参考資料のご紹介＞

戸賀崎まさみ

これから地方自治体への働きかけを始めてみようと考えていらっしゃる皆さんの中には、議員さんや役所の方々に、性同一性障害について、どのように理解して頂いたらよいか、何を基本に説明したらよいか等、苦慮されている方が少なからずいらっしゃると思います。そこで、2003 年 4 月新刊発行の書籍と 2002 年 11 月自治体が発行したパンフレットをご紹介させて頂きます。活動の参考になれば幸いです。

「一人ひとりの性を大切にして生きる」　針間克己著
～インターセックス､性同一性障害､同性愛､性暴力への視点～
2003 年 4 月 20 日第 1 刷　少年写真新聞社発行　1,300 円

様々な性の有りようを分かり易く説明され、その上で､性同一性障害とは何かも解説されています。メインはあくまでも性同一性障害についてです。
締めくくりとして､「自分の性を大切にする」ことは､「他者の性も大切にする」こととし､「人が人ととして、生きてゆく上で、基本的で、且つ普遍的なこと」と述べられています。
全体的に易しい表現ですので、当事者の方々や専門家の方々には、物足りないと感じられるかもしれませんが、実は、性同一性障害について、全く分からない方々及び全く考えた事もない議員さんや公務員、教育関係者、医療従事者の方々向けの入門書になると考えます。

自治体パンフレット：「みんなの人権」　東京都 登録番号(14)122
～東京都人権施策推進指針～
2002 年 11 月　東京都総務局人権部人権施策推進課　編集・発行

東京都人権施策推進指針に基づき、全ての人が尊重される社会をめざして、編集・発行されたパンフレットです。
このパンフレットの 11 章は、「さまざまな人権問題」についての項目で、この章の 22 ページに、6 行にわたって、「近年、どうしても、自分の性別に違和感を持ち、受け入れられない人がいることがわかってきました。このように自分が男であるか、女であるかという意識と、決められた性別とが、自分の気持ちの中でしっくりいっていない状態、あるいは受入れられない状態にあることを『性同一性障害』と呼んでいます。人間の性に対する理解を深め、偏見をなくしていきたいものです。」と記載されています。
自治体によっては、人権施策推進指針に、性同一性障害について触れていないものも見受けられますので、働きかけの際に、東京都のこの一文を参考資料にできると思います。また、東京都の HP にもアップされていますのでご参照下さい。

＜新潟県新潟市での取り組み＞

新潟活動日記

桜井えりか、松島奈美

◇平成 14 年 12 月 16 日
この日、お隣の長野県の当事者の方が議員に働きかけ、性同一性障害に関して県議会の本会議で議員が質問し、県の対応などの質疑が行なわれたことが、ホームページ掲示板上で公表され、「地方でも出来るんだ。」と衝撃を受ける。
そして、新潟でも実現してみようと思い立ち。ジェンダーの観点から男女平等推進条例に積極的に取り組んでおられた、西村智奈美議員に、県内でも性同一性障害に悩む当事者が存在すること。社会的に無理解な中で日常生活で困っていること。各地の自治体での取り組みなどを挙げて、関心を持って欲しい旨のメールを、まったく面識はありませんでしたが思い切って出してみました。

◇平成 14 年 12 月 17 日
西村議員より「まずは話をお聞きしたい。県としても施策上の改善の必要を感じています。」と早速、面会したいとの返事を頂く。

これ以後、桜井えりか、松島奈美の二人による「二人三脚」で行動をおこなう。

◇平成 14 年 12 月 19 日
西村議員の事務所をお伺いし、以下についてお願いする。
・公的書類からの性別記載欄削除
公共施設利用の申請書や選挙入場券など、各種の行政文書における性別欄の有無とその法的根拠を調べ、性別の提示が必要と思われない文書については性別欄を削除する。
・医療体制の充実と関係機関への啓発や研修
　県立病院にあっては、ガイドラインに沿った治療へのサポートができるよう、検討を願う。また、医療従事者や県内関係機関（相談機関を含む）の職員を対象とした、GID に関する研修の機会を設ける。
・人権問題としての県民への啓発を行う
GID だけでなく、セクシャルマイノリティーへの差別は人権問題であるという認識のもとで、積極的な広報をする。一案として、毎年秋に開催される「人権週間」のイベントで、上記に関する情報を掲示することが考えられる。
・教育現場での性教育の充実を図る
　人間は男女に簡単に区分けできるものではなく、その境界はむしろ曖昧であるという現実を性教育の中で伝えることにより、性のあり方に偏見を持つことなく成長できるようにする。また、性に対する違和感を持つ子供へのサポート体制をつくるために、養護教諭をはじめ教員への啓発を行う。

西村議員からは、政務調査で現状を把握したいと回答をいただく。

◇平成 15 年 1 月
西村議員より、県の福祉保健部での政務調査の結果を知らせてもらう。
・GID について業務上知っていた。
・窓口での対応については、それなりの配慮をするよう話をしてある。
・今後研修などで取上げたい。

◇平成 15 年 1 月 13 日
地元紙で、東京・小金井市での行政文書からの性別欄記載見直しの件が記事で取り上げられ。
紙面のなかで、新潟市・市民課課長の「要望がない時点では何とも言いようがないが、必要があれば（小金井市の）事例を今後検討していきたい。」というコメントが掲載される。
　それならばと、急遽、翌日にも市へ要望を挙げる事を検討する。

◇平成 15 年 1 月 14 日
新潟市役所 市民課にアポイントを取り、課長に面会
・当事者の置かれている現状や、選挙投票所及び市民課窓口で受けた職員の対応について説明
・印鑑登録申請書や証明書、公共施設利用の申請書や選挙入場券など、各種の行政文書におけ
る性別欄の有無とその法的根拠を調べ、性別の提示が必要と思われない文書については性別欄を削除する方向で検討願いたいと話す。

　市民課課長より、性別記入が必要な文書をリストアップするには、各関係課に照会する必要があるため時間が欲しいとの回答。

◇平成 15 年 2 月 23 日
新潟県女性財団主催「にいがた女と男フェスティバル」内イベントの 1 つとして、昨年、秋より企画・準備していたワークショップを開催。
　タイトル 「性同一性障害にみる“女らしさ”と“男らしさ”」
内　容
GID に関するビデオ上映、講師によるトークセッション
主催団体 性と人権のための NPO「ESTO」
講 師　真木柾鷹（ESTO 代表）
　　大島俊之（神戸学院大学教授）
　　針間克己（東京家庭裁判所医務室）
　　島典子（新潟大学医学部附属病院感染症管理室）
参加人数 42 名
開催場所 新潟ユニゾンプラザ（新潟市上所 2 － 2 － 2）

ワークショップは予想以上の盛況で、西村議員も顔を出して下さる。普段、外に出られない当事者も多数参加。終了後の茶話会では話が弾む。この様な集う機会が作れて良かったと感じる。

◇平成 15 年 3 月 10 日
県議会 2 月定例会 厚生環境委員会で、西村議員が GID に関して福祉保健部に質疑を行う。
・県としての認識
・人権問題としてとりあげるべきではないか
・医療機関の充実を図るべきではないか

県福祉保健課長及び健康対策課長より回答
・現状把握はできていない。県精神保健福祉センターでの相談実績も 2 件のみ（これはえりかさんと、知り合いの FTM の子のこと；）。
・人権教育啓発に関する基本計画の新潟バージョンを作成中だが、この中の「その他の課題」内に、「GID を理由とする差別や偏見の解消に向けて適切な対応を図っていきたい」という記述があることで県のスタンスを理解してもらいたい（なお、この計画案については後日パブリックコメントを募集予定である）。
・医療については倫理上の問題があり現時点での体制整備は難しいと思われるが、相談窓口で、県外の治療機関を教えるなどの対応をしたい。

◇平成 15 年 3 月 14 日
新潟市民課、課長に経過を照会
・議会準備等で関係するであろう各部署への照会はしていない。議会後に照会したい。
・小金井市の一件のみ資料を調べた。
・個人的見解だが、各地域の土壌や考え方など違うことや、当事者からの訴えが少ない状況ですぐに行政が動くというのは難しい。時間がかかると思われる。その意味で、市民相談室や人権の所管課へも話をすることが望ましいのでは？
・人事異動の時期だが、もし自分が異動となっても引継ぎをしておく。

◇今後について～
・新潟市へは引き続き、市民相談室などへの申し立て。場合によっては当選した市会議員への働き掛けを行ないながら。次回の議会に、請願ないし陳情といった形で、まず「行政文書からの性別記入欄の削除」を実現してゆければと考えていますが。議題の趣旨説明を実際に議員の前で行なうなどを考えると、まだ勉強が必要なところです。

・県に対しても、予定している人権啓発プログラムでの GID の比重を膨らませていく様に継続して意見していく事や、福祉保健の担当部署での研修を行なう旨の実行を見守っていきたいと考えています。

（編集注） 桜井えりかさん、松島奈美さんのお二人は、当初 ESTO の名前を借りてワークショップを開催されましたが、その前後、gid.jp に参画されました。

＜東京都府中市での取り組み＞

ローズマリーの活動報告

百田ローズマリー

● 2002 年 12 月初旬 小金井市の若竹綾子市議に府中市の稲津憲護市議（民主党）へのご紹介を依頼。
なお、同市議は私が府中市で個人的に知る唯一の市議であった。
●そのお返事が年末に到着して、紹介して貰った。

●年明けに稲津憲護市議にメールを送る。

●同市議は、GID のことにはある程度の認識があった。

●同市議にビデオを一本送付。
内容は昨年 7 月放送の NHK 制作『性同一性障害を考える』②法律・制度の課題と、STAR TREK The Next Generation シリーズから、『The Outcast』（邦題：両性具有ジェナイ星人）をダビングしたものである。
GID の資料として論文等の「堅い」ものを送付するよりは、最初はできる限り分かり易いものを選んだ。
『The Outcast』は、良くできており GID 当事者必見のビデオだと思う。

● 2 月 5 日、同市議と私とあと一名の当事者の 3 名で、ロイヤル・ホストで食事会をした。
定例会で一般質問をして下さることがこの席で決まった。
GID の問題で、地方自治体レベルで解決できることは自ずと限られている。
そこで、一般質問では、自治体レベルで可能なこと、検討すべきことを洗い出し、国政に投げるべきことは、意見書の形で表明するというスタイルが賢明と思われる。

その後、同市議とはメールでは何度かやりとりがあったが、直接はお会いしていない。

稲津憲護 府中市議

● 2 月 25 日、定例会での一般質問が行われる。
内容は、
http://www.mimir.ne.jp/~inaken/2003_1st_meeting.htm を参照して欲しい。
その後、同市議は、インターンシップ生らと意見書のたたき台の策定に着手した。
私も一般質問や意見書案の具体的な内容には殆ど言及せず、事態の推移に着目して、同市議の活動を補佐する役割に徹した。
gid.jp の山本代表からは、府中市では隆ミワ子市議（公明党）を紹介して頂いたが、接触は最後まで行わなかった。
意見書の策定と提出は、その隆ミワ子市議が行うことになった。
結果的に私や稲津憲護市議からすれば、意見書に関しては、公明党に全面的に「下駄を預ける」形式になった。

● 3 月 20 日議会最終日に意見書が可決された。
私も傍聴してきたが、議事課長の意見書朗読に続いて、別段の議論もなく、意見書はすんなり全会一致で可決された。
その意見書は稲津憲護市議が策定した案とはかなり違っていたが、意見書そのものは（GID 当事者の側から見て）比較的よく出来ていた。

この活動を行って、市議とは市民の付託を受けた人だけあって、有能な人だと思った。
些末な事柄を逐一指図する必要はなく、大まかな要請と誠意だけを伝えれば、あとは自ら勉強して期待した以上の働きをして下さるものである。
意見書は、対「お役所レベル」では有効に作用する文面なので参考にしたい。
今後とも、稲津憲護市議とは長く付き合っていきたい思う。

＜東京都世田谷区での取り組み＞

世田谷区活動報告

児島亜美

世田谷区の場合、以前から個人的に区議宛てにメールをしていました。
メールの内容と申しますと、簡単に自己の生い立ちから現在の GID に関する社会的状況、日常生活での精神的苦痛や困難な事、困ってる事議員さんへの理解、協力の依頼等をまとめてメールいたしました。
役所の HP を見て頂くとほとんどの自治体が議員紹介や議会のページがあります。
そこで議員の情報やアドレスを入手いたしました。
また、区に直接ご意見、ご要望といった投稿ホームや受付部署が記載されてるかと思います。
そこにも意見を投げかけてみるのも一つの手ではないかと思います。ただし、区（市町村）に対する意見はかならず、回答希望の旨、記載してください。記載されてない場合ほとんど返事はありません。
次に議員さん選びなのですが、出来るだけ多くの議員さんにメール又は手紙、FAX 送る事をおすすめいたします。
派閥を考慮してると協力いただける議員さんを逃す事もありますし、他の議員さんへの協力依頼もしていただける事にもつながります。ちなみに有力な党で言えば、この GID に関する問題を公明党の女性議員を中心にプロジェクトがくまれてます。他の自治体（可決済み）の GID 問題を取り上げてくださった議員さんに自分の住まいの議員さんを紹介してほしい、、と協力依頼もかなり高い確率で動いて下さる事だと思います。（ただし、今は地方選挙の忙しいまっただ中なので選挙後がよいかと思われます）
陳情という方法もあります。書類を提出して頂くだけでも結果は期待されるのではとも思いますが、確実な方法として議員意見書として議題にしていただいたほうが可決への近道とアドバイス受けました、、、。
ただ、議員さんとの会談でもおしゃられていましたが、当事者の方々にわかって頂きたいのは自分の出来る範囲で、、、とありますが、確かにその通りです。
私も仕事は忙しい、、プライバシーは守りたい。けど、何かしなきゃ、、、自分の為に。そう思い一人で活動はじめました。多少のリスク、例えば、時間や足を運ぶと言ったようにプラスにつながる事に背をむけない姿勢は大切且つ必要だと思います。『活動する上で困難にぶつかるかもしれません、勝ちをとるには多少のリスクの覚悟は必要ですしかし我々も共にがんばります。めげずに頑張りましょうね！』とお言葉も頂きました。まさにそのとおりかもしれません。個人的に出来る事（たとえメールの送信）だけでも小さな一歩だと私は思います。
話は変わりますが、先日、『区議会と私たち』という世田谷を例に一通の議員さん宛てへのメールから区（議員さん）が動きだしたという内容の朝日新聞の取材依頼があり受けてまいりました。
まだどのような内容になるかわかりませんが少しでも社会に対する理解広めたいですね！ちなみに匿名でお願いしました。世田谷では 5 月又は 6 月の定例会での議員意見書とし質議して頂くことになりました。
また、今回は間に合いませんでしたが次の選挙からは性別欄の削除がなされる見通しです。

議会？ 03 統一選　つなぐ　声拾う新しいパイプ～ 1 通のメール、質問に反映～

（朝日新聞　2003 年 4 月/9 日 朝刊家庭面）

1 月下旬。東京都世田谷区議の田中優子さん（43）のパソコンに一通のメールが届いた。
「多くの議員の方々に知って頂きたくて」と題されたメールは、区内で女性として暮らす男性からだった。幼い頃から自らの性に違和感を覚え「性同一性障害」と診断された。普段は女性として生活しているが住民票などを取る際に性別欄のせいで苦痛を感じることなどが書かれ、「一刻も早い解決策を講じてほしい」と結ばれていた。
住所と電話番号はなかった。性同一性障害への偏見が少ないタイで生活した経験がある田中さんは「区議一人の力で何かできるわけではありませんが、応援しています」と返信した。
田中さんにメールを送ったのは井上晃子さん（仮名＝27）。区議会のホームページで議員名簿を見つけ、54 人の議員の大半がメールアドレスも掲載しているのを知り、ほぼ全員に送った。返事をくれたのは 3 人。田中さんの文面が一番親身に感じられた、という。
何度かメールをやりとりし、病院の診察や運転免許を取る際などにも、井上さんの容姿と書類上の性別が違うため、常に苦痛を感じていることを田中さんは知った。
3 月の区議会で、「まず印鑑証明書から性別記載を削除してはどうか」と質問。担当課長から「改正に前向きに検討したい」という答弁を引き出した。最初のメールに返信した 1 人、羽田圭二議員（48）も投票所の入場整理券から性別記載の削除を求めた。
区側が「検討したい」と答弁するなど、この問題への取り組みが広がっている。1 期目の田中さんは、ホームページも開設し、毎日 15 ～ 20 通のメールが入る。すべて目を通して必要があれば返信する。自分の議会リポートもアドレスが分かる人にはメールで送る。夫も子どもも寝静まった深夜、2 時間パソコンに向かう。「ネットやメールなど様々な媒体で発信していかないと、議員の存在ってなかなか身近に感じてもらえない」と話す。東京 23 区では 4 区議会が、ホームページに議員のメールアドレスを掲載している。
井上さんはもともと区議会に関心もなく、投票したこともなかった。いてもたってもいられず送ったメールも、「すぐ削除されてしまうのでは、と期待していなかった」。だが、一通のメールをきっかけに事態が動き出した。
井上さんと田中さんは一度も顔を合わせていない。

＜東京都品川区での取り組み＞

2003 年 2 月 3 日　品川区議陳情

山本　蘭

品川区議会議場

各地での朗報に刺激を受け、地元でも何とかしなければという思いで、2003 年 2 月 3 日、東京都品川区議会へ私、山本と柴世話人の 2 名が陳情に赴き、島くに子市議とお会いして、性同一性障害に関する理解を求めると同時に、意見書の議決および行政文書からの不必要な性別欄の撤廃を訴えてきました。
席上島議員は、5 月定例での代表質問と、島市議による一般質問を約束してくださいました。

gid.jp について説明する私（山本）と島市議

Photo by Fuyuki Shiba

地方議会へ陳情しましょう！

- 印鑑証明書など、地方自治体レベルで可能な公文書から不必要な性別欄の撤廃を求めましょう。
- 「性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会の実現を求める意見書」を国に提出するよう求めましょう。

いままでの活動報告でわかりますように、いくつかの地方自治体では、着実に成果が上がっています。
会では、このように地方から声を上げていくために、地方自治体へのアプローチを重要な活動と位置づけています。
昨年、東京都小金井市および埼玉県新座市では、性同一性障害を理由とした印鑑証明書など地方自治体レベルでできる行政文書からの可能な限りの性別欄を撤廃する方向が示されました。
また、12 月 11 日には長野県で質問が行われ、12 月 19 日には小金井市で、12 月 20 日には新座市で、性同一性障害を有する者の人権保障を求める新たな意見書の議決もありました。
これらのことが実現した背景には、性同一性障害当事者の熱心な働きかけが背景にあったことは言うまでもありません。
こうした地方自治体へのアプローチは、従来の裁判や国会議員への陳情と異なり、実は非常に身近に行えます。
また、この問題について関心のある政治家の方が増えてきており、みなさん熱心に聞いてくださいます。
更に、今年は統一地方選挙が予定されています。
これは、私たちの声を議員に届けるまたと無いチャンスといえます。
地方自治体では戸籍の性別訂正はもちろんできませんが、それを実現するよう国に対して意見書を提出することができます。
（地方自治法第 99 条）
また、印鑑証明書など、地方自治体が発行する証明書や申請書から不必要な性別欄を撤廃させることができるでしょう。
その他にも、選挙時の本人確認や、そもそも市区町村役所など公共機関での当事者に対する対応を改めてもらうなど、性同一性障害の当事者がくらしやすくなるための様々な要求が考えられます。

そういうわけで、一番身近な地方自治体の議員の方に、陳情をしてみませんか！
具体的な陳情書の雛型を裏面に掲載しておきます。
これを少々アレンジしていただければ、すぐに陳情書ができあがります。
これに記名・捺印して、市区町村の議会窓口に提出するだけでよいのです。（専用のフォーマットがある場合も、添付ができます）いまこそ行動の時です！身近な議員への陳情やアプローチをやってみましょう。

この問題は、当事者自身の問題なのです。誰かがやってくれるのを待つのではなく、積極的にかかわろうではありませんか。
もちろん、陳情書を出したからには、なんとしてもそれを通しましょう。
そのためには、市区町村議会の議員に面会して陳情を行う方法があります。それも、可能な限り有力者であれば、更に望ましいでしょう。
会では、それを実現するために、様々な支援を行う用意を考えています。地区によっては、具体的な陳情を受けてもらえる議員を紹介できる場合もあるでしょう。
この問題をいっしょに考え、そして行動していきましょう。

印　鑑　登　録　証　明　書

印鑑	住所	名古屋市昭和区[redacted]
	氏名	[redacted]
	生年月日	昭和[redacted]年 [redacted]月 [redacted]日

この写しは、印鑑票に登録されている印鑑の印影の写しであることを証明する。

平成[redacted]年 [redacted]月 [redacted]日

名古屋市昭和区長　名古屋市 区長 登録専用 (昭和)

＊ この印鑑登録証明書は、黒色の電子印を使用しています。

この用紙には、NAGOYAなごやの文字が青色で印刷されています。

性別欄のない印鑑証明書
愛知県名古屋市

＜陳情書ひな形＞

年　月　日

○○○○（市区町村）議会議長
○○○○ 様

住所・氏名
記名捺印

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会を実現することを求める陳情書

○○○議会議員のみなさまにおかれましては、日頃より市民生活向上のためご尽力いただき、心より感謝申し上げます。
私は、性同一性障害の当事者です。性同一性障害とは、心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態をいいます。そのため、医学的、心理的、社会的、家族的およびは経済的な様々な問題を抱えています。
特に、戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、就職する時、家を借りる時、医療機関を利用する時など様々な場合に非常な困難を伴います。
そのため、アルバイトでしか就労できなかったり、性別が記載された保険証を用いたくないために医師にかかれず、命を落とす人がいるようなケースもあります。さらにその保険も、性同一性障害の治療にはほとんどが適用外であり、当事者にますます重い負担を強いています。
市役所などの公的機関においても、本人であることを疑われて時間を要したり、不快な対応を受けることもしばしばです。こうしたことにより、国民の権利である選挙権さえ行使しにくい状況です。
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が 2000 年の 12 月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、私たち当事者の不自由さは何ら変わっていない現状です。
このように、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対し、早急に必要な法の制定と社会環境の整備を求めます。

地方自治体で実現可能なものとして、以下につき実現くださるようお願い申し上げます。

1. 印鑑証明書など、性別欄の存在する証明書や申請書などからの不必要な性別欄の撤廃。
2. 選挙における性別によらない本人確認方式の再考。
3. 市職員などの公務員、教育関係者、医療従事者などへの研修と理解の促進。
4. 学校における教育の一貫としてのとりあげと、理解の促進

次に、下記に関する意見書を政府に提出いただきたく、お願い申し上げます。

1. 戸籍の性別訂正を可能にする法律の制定
2. 性同一性障害の治療に対する健康保険の適用および診断、治療が可能な医療機関の拡充
3. 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止および職場での支援
4. 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除
5. 住民基本台帳ネットワークからの性別欄の廃止と、性同一性障害を理由とした変更履歴の削除
6. 性同一性障害を含む性的マイノリティに対する教育の充実と教育現場での理解と若年層患者に対する支援
7. 教育、医療関係従事者、公務員など、性同一性障害に関わる人々への研修と育成

以上、陳情申し上げます。

地方自治体実態調査にご協力ください

gid.jp では、地方自治体の公文書から可能な限り性別欄を廃止する運動を、重点項目の 1 つとして掲げています。
そのため、まず各地方自治体の現状と、もしその各自治体で何か取り組んでいらっしゃることがあれば、それをお知らせ頂き、全国自治体での取り組みをまとめて行きたいと考えています。
そこで、申し訳ございませんが、下記項目につきアンケートにご回答いただければ幸いです。
お住まいの市町村名を印鑑証明の有無だけでもかまいませんので、ぜひお願いいたします。
アンケートの結果は、本ホームページ上で公開いたします。

＊は、必須入力項目です。

都道府県 *

市区町村名 *

お名前（通称可）

メールアドレス

印鑑証明書の性別欄　□ある　□ない

現在行っている活動
□議会で取り上げられた。
□議会で取り上げられる予定。
□陳情書を提出した。
□請願書を提出した。
□議員の人と相談をしている。
□行政の人と相談をしている。
□議員の人に訴えを行った。
□行政の人に訴えを行った。
□メールを関係者に送った。
□ FAX を関係者に送った。
□何もしていない。
□その他（下記に記載してください）

具体的に行われている取り組み

議会・行政の対応は
□積極的に支援してくださっている。
□よく話を聞いてくれた。
□まったく相手にされなかった。
□反応無し。
□その他（下記に記載してください）

活動を行っての感想など

会への要望など

議員の紹介　□紹介して欲しい　□不要

HP での公開　お名前　□可　□不可
取り組み　□可　□不可

ご協力ありがとうございました。アンケート結果は、下記までお送りくだされば幸いです。

mail：contact@gid.jp　Fax.03-5715-2302

フォーラム

私たちは、このフォーラムの開催を通じて、全国の当事者にまず問題意識を持ってもらい、自分たちも何かできることがあるということを気づいて欲しいと思っています。
そしてこのフォーラムを通じた出会いによって、一人でできる人は一人で、gid.jp の助けが必要なら gid.jp と一緒に、恒常的に活動したい人は会のメンバーとして、それぞれが幸福追求のために活躍できる場を発見してもらいたいと思うのです。
また、フォーラムには一般の市民の方やマスコミの方にも参加いただいて、広く GID の問題を理解し共感していただきたいと思っています。私たちは、そういう場としてフォーラムを位置づけています。
従って、フォーラムは東京だけでなく、全国で順次開催していく予定です。
まず、最初は東京で行いましたが、順次大阪、名古屋、長野、東北、北海道でも開催していく予定です。

過去に開催されたフォーラムと今後の開催予定

2 月 9 日（日）　gid.jp 公開フォーラム 2003 1st

「戸籍の性別訂正」 その法的意味と問題点

メインスピーカ　拓殖大学・東京理科大学非常勤講師・法学博士　松村比奈子
場所　ルノアール新宿区役所横店 マイスペース 4 号室　（新宿区歌舞伎町 1-3-5）
時間　13:00 ～ 16:00 （開場 12:40）

内容　「戸籍の性別訂正」は、多くの性同一性障害当事者にとって悲願です。
この問題を考えると、すぐに「性別訂正の要件は！」と言う問題に矮小化しがちになりまが、それ以前に戸籍の性別訂正とはどういうことなのか、戸籍の性別訂正が仮にできたとしたら、どのような問題点が発生するのか。
性別訂正をめぐる様々な法律的な意味・問題点を、一度整理して考えてみたいと思います。

4 月 13 日（日）　gid.jp 公開フォーラム 2003 2nd

「内紛の現象学」－当事者間の内面構造－

メインスピーカ　gid.jp 代表補佐　神名龍子
場所　クレオ大阪北　（大阪市東淀川区東淡路 1-4-21　Tel. 06-6320-6300）
時間　13:40 ～ 16:40 （開場 13:20）

内容　TS と TV、あるいは TS どうしはどうして仲良くできないの？
GID 研究会で吉岡純子さんが発表された同テーマを、神名龍子が独自の視点を加えて更に探求いたします。

5 月 17 日（土）　gid.jp 公開フォーラム 2003 3rd

「薬害HIV訴訟に学ぶ」当事者運動のあり方

メインスピーカ　衆議院議員　家西　悟
場所　渋谷 フォーラム 8（東京都渋谷区道玄坂 2-10-7 新大宗ビル　Tel.03-3780-0008）

内容　薬害 HIV 訴訟は、1996 年に和解が成立し今年ではや 7 年が経過します。
薬害 HIV と GID は、当事者のプライバシーから表には出にくいと言う点、また、社会の中において、いわれのない偏見や差別を受け、就労もままならないなど共通する面も多いように思います。
ここに、大阪 HIV 訴訟の代表を務めて和解をまとめあげ、また現在では衆議院議員として C 型肝炎などの感染症血液行政、また GID などいわれない差別を受けている少数者の人権を守るために活躍されている家西悟さんをお招きして、薬害 HIV 訴訟をどのように闘ってきたのかその経緯ををお話しいただき、当事者運動のあり方、進め方をを探っていきたいと思います。

＜gid.jp 公開フォーラム 2003 1st ＞

「戸籍の性別訂正」　その法的意味と問題点

メインスピーカー　拓殖大学、東京理科大学非常勤講師・法学博士 松村比奈子さん

主催　性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会
後援　FTM 日本

日時　2003 年２月９日　（日曜日）　13 時～ 16 時　（開場 12 時 40 分）
場所　ルノアール新宿区役所横店　マイスペース４号室

gid.jp の記念すべき初のフォーラムは、2003 年 2 月 9 日、晴天の中、ルノアール新宿区役所横店マイスペース 4 号室で開催されました。当日は会場に入りきらないほどの多数のご来場をいただき、誠にありがとうございました。以下松村比奈子さんの講演部分につき、ご報告いたします。

１．はじめに
２．疾病としての性同一性障害
３．何が問題か
４．自己決定権を考える
５．自己決定権と戸籍の性別訂正の意味
６．戸籍の性別訂正の現実の諸問題
７．当事者にできること
８．おわりに

1. はじめに

今回、gidjp の記念すべき第一回目のフォーラムで講演させていただくことになりました、松村比奈子です。私は憲法学を専攻している研究者で、本来は宗教行政に関する訴訟を研究しておりました。これは憲法学では統治機構の領域と関係するのですが、近年では憲法学のもう一方の領域である、人権を考察してみようと思いまして、約 3 年ほど前より、人権の諸問題の研究を開始いたしました。人権分野では今日、新しい人権と称し、日本国憲法制定当時には考えられていなかった不利益が人権として保障されるようになっています。皆さんがよくご存じの人権では、プライバシー権や環境権があります。そして最先端の論議としては、自己決定権なる人権が検討されています。私は特にこの自己決定権の法理を確立する研究に専念したいと思うようになり、現在に至っております。

自己決定権は、一言で言うと、今まで自立しない／自立できないと見なされていた人々の存在と権利を認めるべきだという主張の上に成り立つ人権です。例えば医療の現場において、患者は医者の治療行為無しに自らの健康を取り戻すことは困難です。このような関係では、決定権は医者に握られており、患者はそれに従うべきであるという考え方が、かつてはありました。しかしアメリカで生まれたインフォームド・コンセント（説明と同意）等の法理により、たとえ医者の助け無しに自立できない患者であろうとも、自らその結果を引き受ける当事者であるならば、その最終判断は患者に任せるべきとの考え方が広まるようになりました。これが自己決定権の発端です。

性同一性障害を抱える人々の戸籍の性別変更の是非を考える際にも、この考え方は充分な判断材料を提供してくれます。まず国家と個人との関係において、性同一性障害を抱える人々を含め、私たちは、国家の証明を借りなければその存在が確立できないという状況にあります。そして性同一性障害を抱える人々の場合、その証明がかえって自ら

補助イスが必要なほど、多くの方に参加いただきました。
ご来場ありがとうございました。

の存在を脅かすものになっています。それは、性別の決定の有り様が、本人の了解とは全く無関係に設定され、しかも変更の余地がないとされているからです。

そもそも性同一性障害は、選択の結果ではありません。それは本人が選んだ状況ではないのです。ですから、かつて医療機関が出生の際に性別を決定したように、今また本人の同意によって性同一性障害と診断されたのであれば、性別の変更を否定する権限がなお一方的に国家にあるといえるでしょうか？

このような問題意識を前提に、以下、性同一性障害を抱える当事者の、戸籍の性別訂正について、私なりの見解をお話ししていきたいと思います。

2. 疾病としての性同一性障害

性同一性障害とはどのような障害か、という問いに対し、当事者の皆さんは既に医療文献等の詳細な解説をご存じのことと思います。端的には、日本精神神経医学会や埼玉医科大学倫理委員会の答申に見られますように、性同一性障害は、国際的な精神疾患基準である、ICD10 や DSM-Ⅳにより、疾病として扱われています。しかしその原因について、いまだ完全には明らかにされていません。また、精神疾患でありながら、全ての患者が精神療法のみで社会適応するわけではなく、手術療法として、いわゆる形成外

科手術であるSRSが最終的に行われてもいます。
さらに当事者の中には、自らを疾病ではなく個性として考えようという立場から、トランスセクシュアル（TS）と表現する人々がいます。
そのような多様な当事者の現状を視野に入れた場合、性同一性障害を抱える人々の現実に直面する問題は多岐にわたります。医療機関の選定や治療費に対するサポートが殆ど無いことや、日常生活でのトイレや風呂に関する悩み、また就職や入居における差別なども多くの当事者が経験することです。法に関連する不利益としては、自分のパートナーと同性であるため婚姻ができないことや、戸籍上の性別と社会的性別が異なるために行政手続などでトラブルを起こす等（パスポートの申請でもめた等の例）、差別をおそれて戸籍上の性別を公開できず、短期のパートをくり返さざるを得ないなどがあげられます。治療については健康保険の適用がないため、ただでさえ生計の苦しい当事者に対する、充分な治療が保障されているとは言えません。そしてそれらの根底にあるのは、戸籍という国家の公証制度が、決定的に重要な役割を果たしていることだと思います。敢えて言えば、国際的にも著名な精神疾患と指定されている性同一性障害ではありますが、国家が性別の認識を変更しないために、治癒が見込まれるどころか、当事者の治療効果にマイナスの影響を確実に与えていると考えられます。

3. 何が問題か

そこで、性同一性障害を抱えることにより、当事者は社会的経済的に大きな不利益を受けており、また治療の充分な効果を補佐する意味でも、戸籍上の性別を訂正できないかということが重要な問題になります。一つ補足すれば、戸籍の訂正に関しては、名の変更も大切ではありますが、多くの当事者の報告によれば、名の変更については今や大きな障害はないということですので、これは今回除外させていただいています。
この問題の位置づけに関しては、様々な視点があろうかと思われます。また諸外国の取り組みに関しては、大島先生の豊富な論文がありますのでそちらを参照していただきたいと思います。ここでは、日本の現状について考察することにとどめます。とりわけ憲法学上の視点からは、性同一性障害の当事者に深刻な社会的経済的不利益が生じているところから、これを人権侵害として考えてみようと思います。
日本国憲法においては、具体的には
①憲法13条における「幸福追求に対する国民の権利」の侵害として考える
②憲法14条における「性別」「社会的身分」の差別として考える
③憲法24条2項に反する立法の不作為として考える
④憲法25条に関する立法の不作為として考える
の、4点が挙げられます。
それらを詳細に検討することは、この場合時間の都合もあり、また必要でもないので省略いたしますが、私はこの4つの観点を検討した結果、まず③④のように、立法の不作為からこの問題を捉えることは、妥当ではないと考えます。例えば、在宅投票制度廃止国家賠償訴訟事件などに見られるように、判例では国会の立法権の侵害につながるという考え方があり、また学説においても、立法をなすに相当程度の期間が経過した後でなければ違憲と見なすべきではなく、それは10年を超えるものと考えられているからです。次に②の「性別」や「社会的身分」の差別に相当するかどうかですが、性同一性障害の当事者の性別訂正を認めないというような問題では、性別による取り扱いの差別ではなく、社会的身分として性同一性障害の当事者だけに訂正させないという対応でもないため、14条だけを根拠にしての法理の組み立ては難しいと思われます。
そこで、消去法的な結論から言えば、①の憲法13条による保障を考えることになります。つまり、性同一性障害の当事者が、戸籍の性別訂正を否定されるのは、個人の幸福追求を尊重するという13条の趣旨に反しないのか、という主張です。より具体的には、現在13条を根拠として議論されている、自己決定権を侵害しているのではないか、という問題意識になります。

4. 自己決定権を考える

【１３条の権利構造―概念体系―】

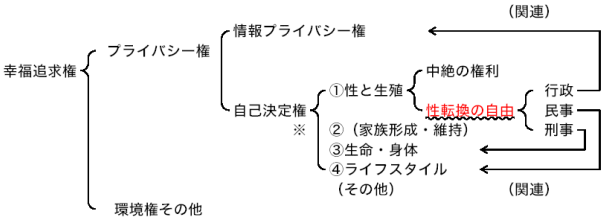

※自己決定権の分類については、諸説あり
(1)佐藤幸治説→①・②・③・④その他
(2)芦部信喜説→①・③・④ライフスタイル
(3)山田卓生説→①・③・④ライフスタイル・④その他・危険行為

そこで、自己決定権とはどのような人権なのかを説明しようと思います。
日本国憲法は、14条以下において詳細な人権規定をおいています。ただしそれらの規定は、歴史的に国家権力によって侵害されることの多かった重要な権利を列記したにすぎず、すべての人権を規定したものではありません。憲法制定後、特に1960年代以降になると、社会状況の変化に応じたよりよい社会生活の維持のため、新しい人権が主張されるようになりました。プライバシー権はそのようにして生まれた人権の一つであり、その他にも知る権利、アクセス権、学習権、健康権、平和的生存権や環境権、日照権、嫌煙権、自己決定権などが提唱されています。それらは、個人主義の浸透と同時に、個人の力ではどうにもならない状況の中で自らを守る防波堤として考えられるようになってきた権利です。したがって、各種の新しい人権は、その利益自体が新しい概念ではありませんが、その利益を人権として確保せざるを得なくなった社会状況が新しいといえます。
それらの根拠を直接定めた条文はありませんが、新しい人権を現在の憲法で保障する方法は、二つあります。一つは、14条以下の個別に列記された人権規定から類推・拡張して解釈する方法であり、もう一つは、包括的人権を定めたものとされる13条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」に由来すると考えて、保障する方法です。13条は、個々の人権規定に明確に関連づけられない権利を保障する条文とされます。そこでの各種の権利の根拠は、条文上の文言から、広く幸福追求権と呼ばれています。
幸福追求権に関して、判例は「宴のあと事件」（昭和39.9.28東京地裁）で、プライバシー権を13条によって裏付けられた人権であるとし、幸福追求権の一部として認め

ました。プライバシー権は一般に「私生活をみだりに公開されない権利」、より進んで「自己に関する情報をコントロールする権利（情報プライバシー権）」として理解されています。判例で認められた幸福追求権は、プライバシー権のみですが、最近では学説において、別種のプライバシー権としての自己決定権を人権として確立すべではないかという議論がされるようになりました。

自己決定権は、情報コントロールとしてのプライバシー以外のプライバシー権を包括するものです。それは、情報の流通に関する権利としての情報プライバシー権と、情報そのものの発現に関する権利としての自己決定権という分類（芦部説）です。そこで、

①結婚するかしないか、子供を持つか持たないか等の家族の形成・生殖にかかわる自由（避妊・妊娠中絶など）や、

②医療拒否などの自己の生命・身体にかかわる自由（尊厳死・安楽死など）や、

③髪型や服装などのライフ・スタイルにかかわる自由

は、情報の流通ではないが、国家の介入や干渉なしに決定すべき事項として、総称して自己決定権（人格的自律権→佐藤幸治）と呼ばれるようになりました。以上を図式化してまとめたものが、皆さんのレジュメにある【13 条の権利構造―概念体系―】です。

熱く語る 松村比奈子さん

ただ、日本では自己決定権を人権として認めた判例はまだ存在していません。中学・高校の校則による髪型やバイクの規制が、自己決定という形で扱われたことはあります（最大判平 8.7.18 裁判所時報 1176.233：「パーマ禁止校則事件」、東京地判平 3.5.27 判時 1387.25：「修徳学園バイク退学事件」）。しかし未成年者を対象とする教育を目的とした学校施設においては、目的と手段に教育上の合理的な理由があれば規制もやむなしとされ、自己決定権が人権の問題として純粋に論じられてはいません。

また、自己決定権の議論についても、熟成しているとは言い難く、いくつかの矛盾があります。例えば山田卓夫氏によれば、自己決定の権利は、「あらゆる個人に認められるわけではなく、『成熟した判断能力』をもつものについてのものである点で、権利としては特殊である。」とされます。また芦部信義氏によれば、そもそも幸福追求権の保障のあり方は「自律した個人が、人格的に生存するために不可欠と考えられる権利」に限定して考えるべきとしています。これを人格的利益説といい、学界の多数説とすらされます。この両者によれば、幸福追求権、ここでは自己決定権ですが、の保障は、自律した個人／成熟した判断能力という能力主義に基づいており、未成年者や障害者の権利保障は考えられていません。

そもそも自己決定権は、J・S・ミルの『自由論』で述べた個人の自律の原則に由来するとされます。そこでは、「どんな行為でも、その人が社会に対して責を負わねばならない唯一の部分は、他人に関係する部分である。単に彼自身に関する部分においては、彼の独立は当然、絶対的である。個人は彼自身に対して、すなわち彼自身の肉体と精神とに対しては、その主権者なのである」とされます。一般に他人に迷惑にならない限り、私のことは私が決めるというこの論理は、自己決定権の基本的な考え方とされています。

従来の人権もまた、国家や共同体の介入を受けることなく、自分の物事は自分で決定する自由であると見なされていました。ただしその際、その自由を享受できる人と状況の範囲は、ごく限られていました。例えば選挙権の拡大の歴史が示すように、これまで「理性と責任ある自立した市民」という国民像から離れるに従って、権利の享受が制限されていました。

しかし自己決定権が登場してきた背景を考えると、それはアメリカの中絶の権利でありインフォームド・コンセントとしての患者の権利なのですが、それらの権利のいずれもが、能力主義を基準にしているのではなく、むしろ無知・無能力とされてきた人々の権利を主張する運動から発展してきたものです。しかも患者にしろ中絶する女性にしろ、主張しているのは、私の身体は「私がコントロールできるものだから」、私の自由にさせろと言うのではなく、むしろ疾病や妊娠のように、「私がコントロールできないものだから」、他人の自由にさせるべきではないということなのです。

このように考えたとき、今日の自己決定権は、かつて J.S.ミルが『自由論』で述べていたような、他人に関わらない部分は自己の絶対的な領域であるという論理からではなく、たとえ他人と関わる領域であっても、自己に関する物事の決定権を自己から奪わせないという新しい論理によって成り立ちます。

例えば、インフォームド・コンセントは、医療の専門家の判断よりも、最終的にその治療を引き受けることになる患者の意思を尊重しようという考え方に基づいています。また、中絶の権利は日本ではまだ人権ではありませんが、胎児の生命の決定権を、最終的にその出生を引き受けることになる女性の意思におくべきだとする考え方です。

こうした考え方の背景として、今まで私たちの社会が法の下の平等を建前にしながら、ステレオタイプな人間像によって、現実には多くの社会的弱者や、立場の弱い人びとを序列化し排除してきたことへの疑問が、無視できない状況になっていることを指摘できます。

今日の自己決定権は、こうした、いままで「自立しない／できないとみなされてきた人びと」の存在と権利を認めよという主張だということができるのです。

5. 自己決定権と戸籍の性別訂正

以上のように考えてきたことをまとめると、自己決定権とは、自己の物事を自己が決定するというよりは、自己の物事を他者に決定させないという、他者決定の否定権としての性格を持つことが分かります。すると、戸籍の性別訂正の問題が、自己決定権の領域と重なることに気がつくのではないでしょうか。当事者は、まず、選択して性同一性

障害になったわけではありません。その意味で、自分の身体（病気や妊娠など）をコントロールできない存在としての患者や中絶女性の立場と同様です。つまり、性同一性障害と医療機関によって認定されたならば、基本的には、婚姻や親子関係の有無に関わりなく、国家に対して、戸籍の性別を訂正してもらう権利があると考えることができます。少なくとも自己決定権の法理からは、国家には、それを否定する権限が明確にあるわけではないといえます。ただし、当事者にも様々な事情がありますから、性同一性障害と認定されたからといって、戸籍の性別を訂正すべきとまでは言えません。障害は選択のしようがなかったとしても、どちらの性を選べばより幸福な人生を送れるかを判断するのは、他ならぬ当事者自身です。従来の性別をとるにせよ、もう一方の性別をとるにせよ、あるいはその判断を他人に任せるにせよ、最終的にはその結果を引き受ける当事者の決定におくべきであるというのが、自己決定権の考え方です。しかしその際に、充分な情報や説明がなされていなければならないことは、いうまでもありません。その役割が医師か国家か、でなければ別の誰に任されるのかというのは難しい問題として残されますが。

また、戸籍の性別訂正までは望まないが、日常生活を円滑にするために戸籍の性別をみだりに公開されたくないという主張が一方にあります。この場合、法理としては自己決定権ではなく、プライバシー権の保障として国家に要求することになります。これはアクセス権という表現がなされることもありますが、自己情報がどのように流通するかをチェックする権利として解釈されています。例えばストーカー被害による戸籍の訂正問題などは、訂正の可否以前に、戸籍の変更や開示の際に当人へ通知する方法があれば、かなり防止できる問題なのではないかと思います。

6. 戸籍の性別訂正の現実の諸問題

自己決定権の法理から考えると、どのような立場の当事者であっても、性同一性障害を抱えているならば、戸籍の性別訂正について拒否される正当性は無いということをお話ししてきましたが、それは法理論上の話であって、現実には多くの困難が存在しています。簡単にあげると、次のような諸点です。

①戸籍法 113 条の解釈と判例
②既婚者の性別訂正
③親子関係

まず、①国内の戸籍訂正の許可申し立て事件における判例を見ますと、一件の認容以外は全て却下・棄却されています。戸籍法 113 条にいう「法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があること」の解釈について、代表的な判例をあげますと、東京高等裁判所決定平成 12(2000)年 2 月 9 日判例時報 1718 号 62 頁=⑨の抗告審=抗告棄却（長男→二女）において、「現行の法制においては、男女の性別は遺伝的に規定される生物学的性によって決定されるという建前を採っており、戸籍法とその下における取扱いも、その前提の下に成り立っているものというほかないから、生物学的にみて完全な男（又は女）として出生し、その旨の届出がされて、戸籍に男（又は女）として記載された者が、性同一性障害と診断され、医師の関与の下にいわゆる性転換手術を受けて、外形的にみる限り別の性（女又は男）の内・外性器の形状を備えるに至ったとしても、性別に関する戸籍の記載が、 戸籍法 113 条にいう「法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があること」に当たるということはできないといわざるを得ないのであって、抗告人の本件申立ては理由がないというほかない」としています。

これは a 出生時に生物学的に男性であり、b 男女の性別は生物学的性によって決定されるという建前を採っている、という二つの理由から「錯誤」ではないとしています。ほぼ全ての判例が、この立場に立っています。しかし a については遺伝学上の判定基準に過ぎず、いわゆる間性における性染色体異常の場合には、当然適用できません。つまり、もともと生物学的に男女の区別は性染色体では明確にならないということになります。外性器の形状や染色体異常がなければ全て問題がないという、従来の性別判定基準が問われているのに対し、この判断は答えになってはいません。そして既に性同一性障害が国際的な疾病であることを考えると、b のように染色体にこだわる妥当性は疑問です。さらに戸籍は過去の記載に留まらず、現在の社会的身分をも公証するからこそ本人確認に使われるのであって、現在の性別が出生時と同じく医療機関によって認定され治療を受けたのであるなら、出生時と同様の根拠によって訂正を認めることは充分可能です。出生時の判断を採用し、治療後の判断を採用しないとすれば、医療行為の認定は医療の基準ではなく裁判官の理解によってのみ行われるという危険性が生じてしまいます。

さらに先の判例を引用しますと、「なお、付言するに、性同一性障害に苦しみ、いわゆる性転換手術を受けてまでも生来の生物学的性とは別の性の下で生きることを真剣に望む者が相当数いることは否定できない事実であり、医学界においても、 その治療及び診断のガイドラインを作成、公表するなどの動きのあることは、…認定のとおりである。しかし、いわゆる性転換手術については、それが性同一性障害の治療方法として社会一般の承認を得るに至っているかといえば、現段階ではこれを肯定することを躊躇せざるを得ず、社会的なコンセンサスを得るためにはなお十分な議論を要する実情にあるといわざるを得ないし、性別の変更を肯定するとしても、単に戸籍法の分野のみならず、関連する法令の適用上種々の重大な問題を惹起し、社会生活全般に極めて大きい影響を及ぼすことが予想されるのであって、その解決のためには、幅広い視点に立って問題点を洗い出し、社会生活に及ぼす影響の程度や将来の社会のあり方等についても慎重な検討が加えられる必要があり、戸籍訂正の可否やその手続に関しても、これらの作業の一環として解決が図られるべきものというべきであって、結局のところ、立法に委ねられるべきものと考えられる」

については、a いわゆる性転換手術は社会的コンセンサスがなく、b 性別変更の肯定のためには立法が不可欠、という二つの理由を挙げています。

b についてはともかく、a については前述と同様の矛盾を引き起こしています。医療行為が医療行為として認められるためには、社会的コンセンサス、さらにそれを社会的コンセンサスと判断する裁判官の知識の問題ということになり、医療の本質から大きく外れます。だからこそ、このような医療行為の認定のためには裁判官の判断ではなく立法が必要なのであり、その意味でのみ、b は妥当すると思います。

なお、社会的コンセンサスを判断基準とすることについては、法理論から見ても大きな問題をはらんでいます。卑近なところで、消費税導入が国会によって決定され、租税法の改正によって消費税が課されることになったとき、その導入についてどのような社会的コンセンサスがあったと

考えられるでしょうか？社会的コンセンサスで全て決まるのなら、国会も裁判所もその存在価値を失います。少数者の人権は、少数者故に侵害されるものですが、社会的コンセンサスで人権侵害が判断されるなら、憲法 13 条にいう「個人の尊重」f は有名無実になります。

最後に、判例の分析等でひとつ疑問に思うことは、研究者の間でも、戸籍の性別訂正の議論で必ず焦点となる要件論についてですが、仮に独身で子供もなく、SRS 済みを要件とすれば、厳密にはそれは当事者の問題ではなくなってしまうのではないかということです。性同一性障害の治療としては、SRS といういわゆる形成外科手術をもって終わるということになっています。要件論が意図していることは、性同一性障害を克服した人々をどう位置づけるかという問題であって、性同一性障害そのものや、それにまつわる困難の克服を視野に入れていないのではないかという疑問があります。

②について、既に婚姻している場合、戸籍の性別訂正を認めれば、同性婚を認めることになるのではないかという疑問があります。現在の日本の民法では、同性婚を認めていませんので、確かにそういう法制度上の問題が生じ、社会の秩序や安定性を欠くという理由で、訂正が却下されることは否定できません。しかしだからといって、性同一性障害の当事者の苦しみをそのままにしておくことが法的安定につながるかというと、それもまた疑問です。例えば、精神的には女性であり社会的にも女性として認知され、ホルモン療法や形成手術の結果、男性としての特徴を有していない状況でありながら、法制度上は男性として取り扱わなければならいとすれば、そちらの方が社会秩序に混乱を来すと考えるべきではないでしょうか。また、婚姻を解消した者にのみ訂正の可能性を認めるとした場合、離婚が先で訂正が後になるわけですから、協議離婚の場合はいざ知らず、裁判離婚の場合になると、「婚姻を継続しがたい重大な事由」があるとは言えなくなってしまいます。その後に訂正されない場合は、離婚そのものが無意味になってしまう危険性があります。婚姻の継続を認めるにせよ認めないにせよ、法制度上の矛盾を引き出すことは否定できません。いずれにせよ、逆説的に既婚者という社会的身分により治療の可否が決まるということがあってもなりません。その解決法として、民法の婚姻制度そのものの改正を要求していく他はないのかどうか、具体的にはオランダ同性婚やフランスの準法律婚を認めることで漸次解消されていく問題なのか、熟考が必要と思われます。

③の親子関係については、ドイツの法制度のように、訂正後も子供の福祉の観点から変更をしないということにすれば、一応は達成できる可能性があります。しかし男性から女性への性別変更後に、認知請求が起こされた場合、その女性に認知の能力があるかどうかが問われることになります。この場合も民法の改正が必要と思われますが、基本的に親子関係の不変更は当事者にも不利益にならず、改正としてはそう大きな問題ではないでしょう。

7. 当事者にできること

以上、性同一性障害と戸籍を巡る様々な問題に触れてきましたが、これらの問題をどう解決していくかについて、必ずしも当事者は、一つの見解にのみ立つ必要はないと思います。既にわたしたちの社会では、多様な人々の多様な幸福という観点から、自己決定を権利として保障しようとする動きがあります。性同一性障害という点では同じでも、それぞれの環境や人生観、日常の不利益などは決して同一ではありません。

それでもなお、当事者という立場からできることがあるかといえば、それは①共鳴する当事者の活動を支援したり、あるいは②個別に請願権を行使して行政に訴えたり、あるいは地道に③身近な生活環境を整備していくということではないでしょうか。

人権という視点からは、私たちは同じ人間であり、同じ地域に住んで国家の恩恵を受ける存在として、この社会を住みやすく快適にしていく権利があります。憲法やその他の法律に保障されたそれらの権利を行使して、単独で、あるいは協力しつつ前進することは、当事者全体の利益になっても不利益になることはないと思います。

私は現在、当事者の方と一緒に、地元の市議会に戸籍法改正の請願書を提出するよう働きかけています。それは陳情書という用紙を提出するだけですが、それだけでも各地で次々と請願書提出が決定されるという社会的な動きがあるようです。考え、悩むだけでなく、共に歩く仲間としてこのような運動を広めていただけたら、当事者の環境はもっと快適なものになっていくのではないでしょうか？

8. おわりに

以上で戸籍の訂正に関する私の見解を終わらせていただきますが、最後にまとめとして申し上げたいことがあります。それは、戸籍の性別訂正を考えるということは、戸籍の性別訂正を必要としている人にのみ利益があるというわけではないと、いうことです。性別訂正を国家に認めさせるということは、個人の有り様を国家が決定すべきではないという自己決定権の主張ともいえます。訂正をするにせよ、しないにせよ、それを決めるのは行政でも裁判所でもなく、当事者自身であるべきだという主張です。憲法 13 条が保障しようとしている「個人の尊重」の最も基本的な考え方は、それでなければいけないと思います。社会的コンセンサスや身分などの量や質で決まるのではなく、ただその人がその人であり続けることを肯定する社会を目指して、この主張は意味を持つのだということを強調して、この報告を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

Copyright © 2003 Hinako Matsumura. All Rights Reserved.
Photo by 2003 Fuyuki Shiba
Publishued by 2003 gid.jp

医療制度

GID 治療に対する健康保険の適用など、医療面での不利益を解消していくことは、非常に重要な問題です。
しかし、残念ながら現状では有効な活動ができてきているとは言い難い状況です。
この問題は、今後の大きな課題となっていくでしょう。
そんな中で、乳房切除手術を行った当事者から、加入している任意保険の入院給付金が降りたという嬉しい知らせが入ってきましたので、ご報告いたします。
この事例が、今後に続いていきますことを願っています。

乳房切除手術に対する任意保険の支払について

柴　冬樹

私は 2002 年 12 月に埼玉医科大学形成外科で胸のオペ（乳房除去術）を受けました。
その手術・入院に対する医療保険の支払いを、加入していた保険会社（ＧＥエジソン生命）に申請しましたところ、給付金の支払いが認められました。
保険金給付までの流れは以下です。

オペが決まったので事前に電話で問い合わせたところ、GID 治療の医療行為に対しての給付金の申し立ては同社で初のケースということで、申請書の提出を受けたら調査・審査の上で適用するか否かを決定するとの事でした。
オペ後、所定の診断書を添えて申請すると、調査員（外部委託）が自宅を訪れて 30 分程事情を聞き取り、各医療機関の調査のための同意書にサインを求められました。その後、ひと月程かけて、精神科・泌尿器科・（形成外科？）を回り、書類作成したようです。

審査にはさほど時間はかからず、GE エジソン生命から直接、電話連絡があり、すぐに振り込まれました。審査にあたっては、＜精神科の初診よりも前に加入していたかどうか＞＜ガイドラインに沿った治療を行っているか＞がポイントとなったようです。特に前者が重要であるようでした。
また手術給付金の額は、同社の規定に「乳房除去術」という項目があるため、それが適用されたようです。内性器摘出等の規定外のオペに対しては不明です。
性別に関しては、戸籍のものを適用するとの事でした。
これについては、あまり深く考えられていない感触でした。

メンバー・サポータ登録票

メンバーまたはサポータとして、会の活動に参加をお願いいたします。

メンバー　会の趣旨に賛同し、実際に会の活動に参加される方です。
会での活動内容につき意見を述べたり、重要な議題につき賛否に参加することができます。
HP 上のメンバー専用ページにアクセスいただる他、メーリングリストにも参加頂けます。
会での活動と言っても、堅苦しく考えず「自分のできること」でかまいません。

サポータ　会での実際の活動は行わないけれども、趣旨に賛同いただける方です。
登録いただければ、会から活動報告やフォーラムのお知らせなどをお送り致します。

賛助メンバー　会の活動に賛同し、会からの要請を受けて、専門分野での働きかけをお願いする方です。
政治家、行政関係者、マスコミ関係者、医療関係者、教育関係者、法曹界関係者などの方が加入頂けます。

● 必須項目　▲ 郵便物送付を希望される方必須項目　○任意項目

●区分　□メンバーとして登録　□サポータとして登録　□賛助メンバーとして登録
□とりあえずお知らせだけ欲しい

●お名前（通称可）

●ハンドルネーム
※会員専用ページでお使いいただく名前です。メンバー登録される方は必須です。

▲お名前（郵便用）

▲郵便番号

▲ご住所

▲連絡先電話番号

○携帯電話番号

●メールアドレス（パソコン用）
●メールアドレス（携帯・PHS）
どちらか必須

●会からの電話連絡
□ 固定電話・携帯電話共に可　□ 携帯電話のみ可　□ 不可

●会からの郵便物の送付
□ 可　□ 会の名称でなければ可　□ 不可

○あなたのお立場は
□性同一性障害当事者　□その他の性的マイノリティ　□それ以外

□医療関係者　□マスコミ関係者　□法曹関係者　□政治家　□行政関係者
□教育関係者　□その他

●自己紹介
（ML 等で紹介させていただきます）

上記内容をお書きになり 03-5715-2302 まで FAX いただくか、上記内容をそのままメールで contact@gid.jp までお送りください。メンバーまたはサポータとして登録させていただきます。
また、ご質問・ご要望なども承っております。

性同一性障害をかかえる人々が、
普通にくらせる社会をめざす会
活動報告書
2003 年版

2003 年 3 月 23 日　初版発行
2003 年 4 月 13 日　改訂版発行
2003 年 4 月 20 日　改訂2版発行

Ⓒ Copyright 2003　gid.jp
All rights reserved.

発行　gid.jp

性同一性障害をかかえる人々が、
普通にくらせる社会をめざす会

〒 140-0011　東京都品川区東大井 5 丁目 26-22
エクシズビル 3F トゥインクルスター内
TEL.03-5715-2303　FAX.03-5715-2302
Printed in Japan
落丁・乱丁はお取り替えいたします。

gid.jp

性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会

© Copyright 2003 gid.jp All rights reserved.